

# ジュマ・ネット会則

2003年11月制定・施行

2005年6月26日改定

2010年7月3日改定

2012年3月1日改定

## 1 名称

日本語の会の名称をジュマ・ネット、英語の名称を Jumma Net とする。

## 2 目的

この会は、バングラデシュ、チッタゴン丘陵地帯の先住民族の人々が、平和な社会に暮らし、基本的な人権が守られ、自立的な発展が保障される社会を目指す。

## 3 事務所

この会の事務所を、東京都台東区上野 5-3-4 クリエイト One 秋葉原ビル 6F に置く。

## 4 活動

この会は、目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) バングラデシュ、チッタゴン丘陵地帯の平和を促進する活動
- (2) バングラデシュ、チッタゴン丘陵地帯の政治的実態を日本、および国際社会に知らせる活動
- (3) 在日のバングラデシュ先住民族の支援
- (4) バングラデシュ、チッタゴン丘陵地帯の先住民族の文化や生活、手工芸品等を伝える活動
- (5) バングラデシュ、チッタゴン丘陵地帯の先住民族の人材を育てる活動
- (6) バングラデシュ、チッタゴン丘陵地帯の先住民族と他国の先住民族との交流と学習の促進
- (7) その他目的を達成するために必要な活動

## 5 会員

- (1) 目的に賛同した個人で、決められた会費を納入したものを会員とする。
- (2) 会員は、本人の申出により、任意に退会することができる。
  - ・会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
    - 1) 会費を1年以上滞納したとき。
    - 2) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
    - 3) 団体が解散(合併による解散を除く。)、または破産したとき。

## 6 役員

- (1) 会員の中から5名以上の運営委員を選出する。運営委員は運営委員会を構成し、会の目的達成するために必要な活動を執行する。
- (2) 運営委員の中から互選により代表1名を選出する。また、複数の共同代表、副代表を置くことができる。
- (3) 代表または共同代表は会全体の事業の統括をする。副代表は代表もしくは共同代表の補佐を行う。
- (4) 代表または共同代表は、事業を円滑すすめるために事務局を設置することができ、また必要に応じて運営委員に事務局業務を委託できる。また、共同代表間で事業統括の役割分担を行うことができる。
- (5) 会の運営に対して多様な助言を得るために、アドバイザー委員会を置くことができる。アドバイザー委員は、アドバイザー委員会を構成する。
- (6) 役員の任期は1年とする。
- (7) 役員は会員の総会で選出される。

## 7 会議

### (1) 会員総会

- ・ 会員総会では以下の事項を決議する。
  - 1) 年度事業報告
  - 2) 年度事業計画
  - 3) 役員を選出と解任
  - 4) 会則の変更
  - 5) 会の解散
  - 6) その他活動に必要な事項
- ・ 会員総会は原則として年 1 回開催する。
- ・ 総会の定足数は全会員の 3 分の 1 以上とする。
- ・ 会員総会の議事は、出席した会員の半数以上で決することができる。
- ・ 会員総会は代表が招集する。

### (2) 運営委員会

- ・ 運営委員会は以下の事項を決議する。
  - 1) 総会で決定された事項の実施
  - 2) 総会に付議すべき事項
  - 3) 総会の議決を要しない会の業務の執行に関する事項
- ・ 運営委員会は原則毎月 1 回開催する。
- ・ 運営委員会は代表が招集する。
- ・ 運営委員総数の 3 分の 2 以上をもって定足数とする。
- ・ 運営委員会の決議は出席した半数以上をもって議決する。可否同数の場合は、代表が決する。

### (3) アドバイザリー委員会

- ・ アドバイザリー委員会は、会の方針や運営に対して、的確な助言を行うものとする。
- ・ アドバイザリー委員会は、原則年 2 回以上開催する。
- ・ アドバイザリー委員会は、代表または共同代表が招集する。

## 8 その他

- ・ 意見の相違をできるだけ信頼に基づく話し合いで解決することに努める。
- ・ 会員は政治的な影響力のある情報は、慎重に扱う。

## 9 附則

- ・ この会則は 2003 年 11 月 1 日より施行する。
- ・ 2005 年 6 月 26 日の総会において、事務所住所、運営委員の人数の改定を行った。
- ・ 2010 年 7 月 3 日の総会において、共同代表、副代表、アドバイザリー委員の設置について改定を行った。
- ・ 2012 年 3 月 1 日事務所移転に伴い、事務所所在地を改定した。

以上